

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第●条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下この条において「新農協告示」という。)第二百五十四条第一項第一号イの規定の適用については、当分の間、同号イの規定中「直近十年間」とあるのは「直近五年間」とすることができるとする。ただし、当該組合(新農協告示第一条第七号ニに規定する組合をいう。)が、第●条の規定による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準に基づき、オペレーショナル・リスク相当額の算出において先進的計測手法を用いていない場合に限る。

(漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第●条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下この条において「新漁協告示」という。)第二百五十四条第一項第一号イの規定の適用については、当分の間

、同号イの規定中「直近十年間」とあるのは「直近五年間」とすることができる。ただし、当該組合（新漁協告示第一条第七号ホに規定する組合をいう。）が、第●条の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準に基づき、オペレーショナル・リスク相当額の算出において先進的計測手法を用いていない場合に限る。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第●条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二百八十七条第一項第一号イの規定の適用については、当分の間、同号イの規定中「直近十年間」とあるのは「直近五年間」とすることができる。ただし、農林中央金庫が、第●条の規定による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準に基づき、オペレーショナル・リスク相当額の算出において先進的計測手法を用いていない場合に限る。